

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成19年10月29日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 届出者の氏名及び住所

阪急電鉄株式会社
代表取締役 角 和夫
大阪府池田市栄町1番1号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コトクロス阪急河原町
京都市下京区四条通小橋西入真町67-1番地

(2) 変更事項

変更事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) 四条河原町開発計画 京都市中京区河原町通四条 上ル米屋町392他	コトクロス阪急河原町 京都市下京区四条通小橋 西入真町67-1番地

(3) 変更の年月日

平成19年10月19日

3 届出年月日

平成19年10月12日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成19年10月29日(月)から平成20年2月29日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成20年2月29日(金)

(産業観光局商工部商業振興課)